

指標 12.1.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 12.1.1 持続可能な消費と生産への移行を支援することを目的とした政策手段を開発、採用、又は実施している国の数

ターゲット 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。

ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

定義及び根拠

○ 定義

拘束力の有無に関わらず、持続可能な消費と生産（SCP）を支援することを目的とした国家行動計画を有する又は国の政策に優先事項若しくはターゲットとしてSCPが組み込まれているか否か

○ 概念

循環型社会形成推進基本計画は循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるもの

○ 根拠及び解釈

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指す環型社会形成推進基本法に基づき、策定されている。

データソース及び収集方法

循環型社会形成推進基本計画

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

循環型社会形成推進基本計画が策定されているため、日本は、「持続可能な消費と生産（SCP）に関する国家行動計画を持っている国」であるといえる。

○ コメントと限界

なし

データの詳細集計

なし

参考

循環型社会形成推進基本計画

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

データ提供府省

環境省

関連政策府省

環境省

担当国際機関

国連環境計画(UNEP)